



成迫社会保険労務士法人  
松本事務所 TEL 0263-33-2223  
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行  
松本事務所 TEL 0263-38-7300  
長野事務所 TEL 026-291-4160  
飯田事務所 TEL 0265-25-0261

## 賞与・退職金に関する最高裁判決

既に新聞、ニュース等で目にされている方もいらっしゃると思いますが、10月の中旬に非正規社員が賞与・退職金の支払いを求めた裁判で、最高裁が支払われていないことに対して許容する判断を下しました。近年企業側に有利な判決が出ていない中で、賞与や退職金は企業財政に大きな影響を与えるためほっとする話題となりました。

同一労働同一賃金訴訟の基となっている条文が労働契約法から本年4月にパートタイム・有期労働法へ統合後に初めて出された最高裁判決でもありました。待遇比較の条文は以下のとおりです。

	労働契約法	パートタイム・有期労働法
①	業務内容および業務に伴う責任の程度	業務内容および業務に伴う責任の程度
②	職務内容及び配置の変更の範囲	職務内容及び配置の変更の範囲
③	その他の事情 (個々の労働条件ごとに判断)	その他の事情 (当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして考慮する)

今回の判決は、③の「その他の事情」について、パートタイム・有期労働法での判断基準が会社側の勝訴に大きな影響を与えています。最高裁は企業が正社員に賞与や退職金を支給する趣旨を次のように判断しています。

- ◆人材育成の観点から長期雇用を前提とした人材の確保と定着を図る目的
- ◆労務の対価の後払いや功労補償的な性質
- ◆将来の労働意欲向上を図る目的



貴社の賞与や退職金を支給する趣旨はいかがでしょうか。

ほっとした判決ではありませんが、今回の判決が自社にそのまま当てはまるわけではないことに注意が必要です。特に中小企業では正社員と非正規社員との区別を労働時間のみで判断し、業務内容が同じになってしまいがちです。その場合には①の要素が高まりますので検討が必要です。今回は賞与と退職金についてご案内しましたが、各種手当についても多くの判例が同時に出ています。同一労働同一賃金の対応については担当者へお問い合わせください。

塩原 正行

## 年末調整その2 書類の提出漏れはありませんか？

今年から年末調整を受ける際には、「基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」の提出が必要になりました。特にお問い合わせが多い申告書について要点をまとめました。

下記を確認し、記入漏れ提出漏れがないか再度確認をお願いします。

### 【令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書】

#### 《基礎控除申告書》

**年末調整対象者全員記入が必要です**

#### 《配偶者控除等申告書》

<条件>

- ・所得者本人の合計所得金額 1,000万円以下
  - ・同一生計配偶者の合計所得金額 133万円以下
- 上記条件に該当する場合は記入が必要です

#### 《所得金額調整控除申告書》

<条件>

**所得者本人の給与の収入金額 850万円超**

<要件>

- ・所得者本人が特別障害者
- ・扶養親族が特別障害者
- ・同一生計配偶者が特別障害者
- ・扶養親族が年齢23歳未満

上記<条件>に該当し<要件>の一つに該当する場合は記入が必要です